

業庫第31号(例)
2025年8月1日

歳入(復)代理店引受金融機関本部
歳入(復)代理店 御 中

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

領収印の押なつ事務の合理化^(注1)または規程整備の観点から、標記規程(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)の一部を別紙のとおり改正し、2025年9月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正の実施後も、ご準備が整うまでの間は、現行または従前の取扱い^(注2)を継続していただいて差し支えありません。

(注1)「領収印を押し直す場合の取扱いの更なる見直し等について」(2025年6月11日付業庫第26号。業務オンラインに掲載中。)でお知らせした領収印の押し直し方法の見直しの件です。

(注2) 現行の標記規程に基づく領収印の押し直しに係る取扱い、または2024年9月26日付業庫第50号(本行ホームページ「業務上の事務連絡」に掲載中)による改正前の標記規程に基づく領収印の押し直しに係る取扱い。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
由比(03-3277-1033)
荒川(03-3277-2581)

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- II. 1. (1) ハ. <受入れできない書類の代表例>を横線のとおり改める。

＜受入れできない書類の代表例＞		() 内は参考書式の番号
書 類 の 名 称		提示を受けた場合の対応
返納金納入告知書・返納金納付書	(15)	最寄りの日本銀行の本支店または一般代理店で納付するよう説明する。 <u>ニ. (イ) の項目およびマークが表示されている書類については、インターネットバンキングやペイジー対応ＡＴＭ等での電子納付（リモート収納）も可能な旨を説明する。</u>
返納金納入告知書	(16)	
返納金納付書	(17)	
納入通知書	(18)	略（不変）

- 付録 I 記載例 2（留意事項） 1. <受入れできない書類の代表例>を横線のとおり改める。

＜受入れできない書類の代表例＞

() 内は参考書式の番号

書 類 の 名 称	提示を受けた場合の対応
返納金納入告知書・返納金納付書 (15)	最寄りの日本銀行の本支店または一般代理店で納付するよう説明する。 <u>Ⅱ. 1. (1) ニ. (イ) の項目およびマークが表示されている書類については、インターネットバンキングやペイジー対応ＡＴＭ等での電子納付（リモート収納）も可能な旨を説明する。</u>
返納金納入告知書 (16)	
返納金納付書 (17)	
納入通知書 (18)	略（不変）

○ **付録Ⅰ** 記載例２（留意事項）４．（２）を次のとおり改める（全面改正）。

（２）領収印の押し直しをするときは、原則として、次のいずれかの方法により取扱う。

- ① 表面の適宜の余白に領収印を押す。
- ② 表面の適宜の余白に必要記入事項（日付、店名および領収の旨）を適宜の方法で表示する。